

# 平成28年2月1日から

## 家庭ごみ(もえるごみ・粗大ごみ)の有料化と新しい分け方・出し方が始まります。

### ごみの有料化とは？

家庭から出されるごみの排出量に応じて、ごみ処理費用の一部を負担していただく仕組みです。ごみ処理費用の一部が含まれた「指定ごみ袋」「粗大ごみ処理券」を購入することで、手数料の納付になります。

### ごみの有料化により期待されること

1. ごみの減量・リサイクルの推進につながります。
2. ごみ処理費用の負担が公平になります。
3. ごみ処理の財源が確保され費用も削減されます。
4. 清掃組合施設(焼却炉)の負担軽減や、最終処分場の延命化が図られます。

変更 **1**

## もえるごみ・粗大ごみの出し方が変わります！

平成28年2月1日からは、「指定ごみ袋」「粗大ごみ処理券」を使用して、決められた場所へ収集日の午前8時までに出してください。

「指定ごみ袋」及び「粗大ごみ処理券」は、町内の取扱店(スーパーマーケット、コンビニエンスストア、個人商店など)で販売します。サイズおよび価格は下記のとおりです。

指定ごみ袋・粗大ごみ処理券の販売開始は、平成28年1月を予定しています。

### 《指定ごみ袋のサイズと価格》

種類	容量	価格
大袋(平型)	90ℓタイプ	1枚60円(販売は10枚単位)
中袋(平型)	45ℓタイプ	1枚30円(販売は10枚単位)
小袋(U字型)	30ℓタイプ	1枚20円(販売は10枚単位)

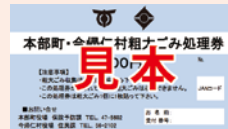


### 《ごみ袋の色・素材》

- ◎黄色の半透明
- ◎高密度ポリエチレン製

### 《粗大ごみ処理券の価格》

種類	処理内容	価格
長方形シール	1個または1束につき処理券1枚	1枚300円



### 《処理券の色・素材》

- ◎水色、材質は紙製
- 裏糊付け(シール)

### 《粗大ごみの出し方》

家庭で不要になった粗大ごみを役場(保険予防課)に電話又は窓口で申し込みをおこなうと町が指定する収集曜日に家庭まで回収にうかがいます。予約は ☎47-5602

1. 処理券購入

2. 電話で予約

3. 処理券を貼り門口に出す

4. 回収



※申し込み時に受付番号をお知らせします。(申込みから10日前後になることがあります)  
※1度に出せるのは1世帯4点までです。 ※引越しに伴う一時多量ごみは収集できません。

## 有料化の導入に向けてのごみ袋の購入は計画的に！

これまで使用していた透明・半透明の袋については、資源化物のペットボトル、白色トレイ及び有害・危険ごみを出す際に引き続きご利用いただけます。

「もえるごみ」は指定ごみ袋以外のものは収集できません。有料化のスタートに向けて、計画的な購入をお願いします。

### ご注意ください！

有料化の対象ごみは指定ごみ袋に入っていないもの、処理券が貼っていないものは収集しません。



指定ごみ袋



市販の袋



処理券

有料化導入の目的は、ごみの減量化、資源化、負担の公平化です。町民の皆さまの御協力をよろしくお願いします。

◎お問い合わせ 本部町役場保険予防課 TEL: 47-5602

# 平成28年2月1日から

## 家庭ごみの分け方・出し方が一部変わります!

変更 **2**

### 町内の一部区域で家庭ごみの収集曜日が変わります。

町内の一部区域(9字)で「もやさないごみ」、「有害・危険ごみ」、「鉄・アルミ類」「ビン・ガラス」の収集曜日が変わります。

また、収集は各字毎に変わりますので、ご注意ください。

	字名	変更前	収集曜日(変更後)		字名	変更前	収集曜日(変更後)
1	谷茶	木	月	6	嘉津宇	月	木
2	渡久地	木	月	7	石川	月	木
3	東	木	月	8	山川	月	木
4	辺名地	月	木	9	豊原	月	木
5	古島	月	木				

変更 **3**

### 資源化物「古着類」を新たに設けます。

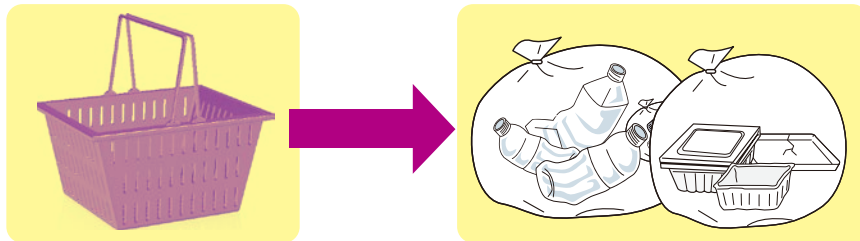
ごみの減量・リサイクル推進を図るため、分別区分に「古着類」を新たに設けます。



古着(下着以外)  
※紙ヒモでしばってください。

変更 **4**

### 「ペットボトル」「白色トレイ」は透明の袋に入れて出してください。



変更 **5**

### 「有害・危険ごみ」の収集が月1回から週1回に変わります。

ケガする恐れのある物は、紙などに包んで「キケン」と表示をし透明の袋に入れて出してください。



#### 新しい「家庭ごみの正しい分け方・出し方(平成28年2月1日改定版)」ポスター

家庭ごみの有料化が始まることに合わせて、新しい「家庭ごみの正しい分け方・出し方(平成28年2月1日改定版)」ポスターを作成しました。

新しい改定版ポスターは、役場、各行政区事務所で配布しているほか、本部町ホームページからもご覧いただけます。この改定版ポスターを参考に、ごみの適正な分別と排出、リサイクルの推進にご協力をお願いいたします。

なお、現在の「ごみ分別・出し方」ポスターは、平成28年1月までの内容が記載されておりますので、ご注意ください。